

公益財団法人 岡山県愛染会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡山県愛染会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを
変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、援護又は更正の措置を要する母子寡婦家庭等に対し、その独立心を損なうことなく正常な社会人として生活ができるよう各種支援事業を行い、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

- (1) 母子寡婦家庭等に対する福祉事業
- (2) 母子寡婦家庭の雇用促進及び雇用の機会確保を行う事業
- (3) 母子寡婦家庭等の生活に関する相談に応ずる事業
- (4) 母子寡婦家庭等に対する無料職業紹介事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（認定法第5条第7号に規定する収益事業等をいう。）を行う。

- (1) 公益目的事業推進にかかる福利厚生等事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

3 第1項に規定する公益目的事業は、岡山県内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の維持管理、処分及び運用)

第6条 基本財産は、本会の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 本会の事業の遂行上やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分し又は除外しようとするときは、理事会及び評議員会において、決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。
- 3 本会の財産の維持管理及び運用は、理事長（第28条第2項に規定する理事長をいう。以下同じ。）が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める財産管理運用規程による。

(会計の原則)

第7条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 理事長は、前項に規定する事業計画書及び収支予算書等を、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 理事長は、前項に規定する書類等を、毎事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間

備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 本会は、定時評議員会の終結後遅滞なく、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第199条において準用する同法第128条第1項に定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第12条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第13条 本会に、評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第14条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、本会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（評議員の任期）

- 第15条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第16条** 評議員に対して、会議出席ごとに八千円を報酬として支給する。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関する支給基準については、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

- 第17条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬額の支給の基準
 - (4) 収支決算書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず評議員会は、第 20 条第 3 項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が開催を必要と判断したとき
 - (2) 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求をした評議員が裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき

(招 集)

第 20 条 評議員会は、前条第 3 項第 3 号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号による請求があったときは、6 週間以内の日を評議員会の日とする招集通知を発しなければならない。
- 3 理事長(前条第 3 項第 3 号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員)は、評議員会の日を 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 21 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又は定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 24 条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事長が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 評議員会に出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規程による。

第 6 章 役員等

(種類及び定数)

第 28 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事及び監事の委嘱は、理事長がこれを行う。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して本会の業務を執行し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又

はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第 32 条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第 34 条** 理事及び監事に対して、会議出席ごとに八千円を報酬として支給する。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、第 3 項の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関する支給基準については、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引制限)

第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅延なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第 36 条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、本会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選任及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第48条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第31条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により、監事が理事会を招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合、又は第3項第

- 4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3項第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所及び目的事項等を記載した書面をもって通知を発ししなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第47条 理事会の運営に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第8章 役員等の責任軽減

(役員等の責任軽減)

- 第48条** 本会は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本会は、法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部役員等との間に、同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第49条** この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数による決議により変更することができる。ただし、第3条及び第4条に規定する目的及び事業、第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第52条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が賛成するときは、第3条及び第4条に規定する目的及び事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 前2項の変更を行ったときは、認定法第11条第1項に基づき行政庁の認定を受ける場合を除き、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第50条** 本会は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数による決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第51条** 本会は、法人法第202条第1項中第2号を除く各号、第2項及び第3項に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第52条** 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第

2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1カ月以内に、同法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める個人情報保護規程による。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
なお、公益法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。
- 3 本会の最初の理事は、次に掲げる者とする。
 亀山辰治 高畑靖明 那須俊子
 石原富喜子 白神節子 美甘幸子
- 4 本会の公益財団法人への移行当初の理事長は亀山辰治、常務理事は高畑靖明とする。
- 5 本会の最初の監事は、次に掲げる者とする。
 福田 行 小坂喜宏
- 6 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 鈴木秀男 岸本亨輔 小倉章吾 三宅敬子
 小林和子 難波 茂 平松卓雄